

I. 第7回効果検証委員会の委員意見及び県の対応方針等

資料 1

番号	項目	意見の内容	県の対応方針等	参照ページ
1	浄化促進井戸	3-2-2の井戸のpHが高いようだが、周辺への影響はどうか。また、3-1-2の井戸がpHが上がっているようだが、どのような影響があると考えているか。	周辺の井戸への影響がないことをモニタリングで確認しています。3-2-2の高pHについては、3-2-2の井戸に注水し、周辺井戸で揚水(回収)する対策を実施しました。3-1-2のpHが一時的に11付近になりましたが、浄化促進井戸の設置前には中性域で落ち着いており、周辺の井戸への影響はありませんでした。浄化促進井戸設置後は、9.8まで上昇しましたが、周辺の井戸への影響はありません。引き続き注視していきます。	資料2 P.15
2	注水浄化 (注水一揚水)	注水浄化(注水一揚水)の対象としている井戸の浄化の効果が顕著にみられていないということで、他の井戸から注水するということだが、注入する井戸を増やすなどの検討をしてはどうか。	令和2年度に実施した応答性試験結果では、I-11-2の井戸の注水又は揚水に対して、30-1-2及びI-13-2の井戸は水位の連動性が確認されています。より効果が得られたI-13-2の井戸から注水を行った結果、対策前の0.15 [mg/L] から0.029 [mg/L] (12/9時点)まで濃度低減が図られました。	資料2 P.16~P.17
3	R5以降のモニタリング計画	各井戸のモニタリングの終わり方の表現方法について、住民の方々にもわかりやすいように表現を工夫すること。また、上手く下がらない場合も見据えてお示しいただきたい。	モニタリングの終わり方については、表現を見直し、住民の方にわかりやすいように工夫をしました。また、上手く下がらなかった場合は、引き続きモニタリングを実施していきます。	資料2 P.50~P.52